

京都府知事

西脇 隆俊 様

**京都府がへき地診療所に積極的役割を果たすよう求める
意見書**

京都府保険医協会

2021年3月23日

本意見書は、南丹市美山町の美山診療所の市直営化を機に、あらためてへき地診療にかかる医療行政京都府の役割について、当協会の意見を取りまとめたものです。今後の政策の参考にしていただくと幸いです。

記

1. へき地における医療確保の中心的役割を担う都道府県

全国、どこに暮らしていても、必要な医療・介護・福祉サービスが受けられる体制の実現は第一義的に国家の責務である。したがって「無医地区」「準無医地区」等、へき地保健医療対策を実施する必要がある地域における医療の確保も、国による社会保障施策の一環として推進されなければならない。国は1956年から11次にわたり、へき地・離島の保健医療対策にかかる計画の策定指針を示し、都道府県が指針を受け、自治体の現実を踏まえ、へき地保健医療計画を策定していた。今日、へき地保健医療計画は都道府県の策定する医療計画における5疾病・5事業の1つの柱とし位置づけられたが、国の示す指針の下に都道府県がへき地における医療確保について中心的な役割を担う形は変更されていない。

京都府においても、例えば2018年3月に策定された「京都府保健医療計画」に「へき地医療」として現状と課題、対策の方向を方針化している。計画策定時点で16カ所（歯科診療所2カ所含）あるへき地診療所は市町村等により設置されているが、へき地診療所は本来、へき地における国の医療確保責務とその実行を担う都道府県の役割を体現したものであることから、市町村立であれ、国保直営診療所であれ、公設民営であれ、その安定的運営と確実な医療の提供を死守することは、本来的に都道府県の任務である。

2. へき地医療への公費投入は必須

周知のとおり、京都府南丹市美山町にある美山診療所は府の保健医療計画に位置付けられたへき地診療所である。同診療所は1935年に平屋村が設立した村立の平屋診療所をルーツに、1952年の美山町誕生（5つの旧村と57集落が合併）、2006年の南丹市への広域合併を経て、今日なお、南丹市の全面積の1/2以上、340.47Km²を占める広大な地域を占める地域の医療を支えている。

合併後、南丹市が土地・建物を提供し、毎年、補助金が支払われている。事業損益は例年、赤字だという。「へき地診療所」は元々通常の医療保険制度における診療報酬では、民間の医療機関が開業し、運営することが不可能な地域に立っている。もちろん、診療所自身の努力により、可能な限り公費に頼らずに経営出来るならばその方が望ましい。しかし、へき地診療所とは本来的に医業が成り立たない地域において、皆保険体制の下で医療を受けられない人たちをゼロにするために設置されるのであり、事業の維持のために必要十分な公費の投入がなされるのは前提条件である。その点で、南丹市の約2,500万円という財源投入は極めて重要なことである一方、府内における他のへき地診療所へ投入される補助金額に照らせば、決して高いとはいえないのも事実である。但し、他の診療所のほとんどは公設公営であり、美山診療所が公設民営であるこ

とから経営形態を異にする点には留意が必要であろう。だが公設民営であれ何であれ、へき地診療所の役割に変わりはない。

3. 南丹市の直営化は歓迎、直営化に伴う機能縮小は懸念

2020年3月25日、南丹市医療対策協議会は「答申書～美山地域の医療供給体制のあり方について～」を公表し、今後の診療所の運営方式については「国保直営診療所」として再出発することを明記した。常に医師確保問題や財政赤字を抱えてきた同診療所を「将来的にも安定かつ継続して運営でき」るよう、決断した南丹市の姿勢は基本的に評価すべきであろう。しかし聞くところでは南丹市は国保直営診療所への移行後、併設される転換型老人保健施設の廃止、診療日や救急受入の縮小、送迎や無料定額診療の廃止等が予定されていると聞く。また住民からは通所リハビリテーションや訪問リハビリテーション事業が何れ縮小されるのではないかとの懸念の声も上がっていると聞く。公設民営施設に比べより公的責任を明確化した直営施設に移行するにもかかわらず、従来機能を後退させることについて強い懸念を覚える。

必要な診療料がなくなること、リハビリテーションによって維持されている生活の質が脅かされること、広大な地域における高齢患者の通院手段が保障されなくなること、これらの後退は地域住民の生命・健康の危機に直結する。

確かに地方自治体は長きにわたる国の地方切り捨て政策により、厳しい財政事情に追い込まれており、南丹市も例外ではないのは事実である。だが折角の直営化であるにもかかわらず財政事情から事業縮小するのはあまりに酷である。勤務する医師も住民の多くは長年にわたり地域の医療・介護を支えてきた診療所がこれまでどおりに守られることを強く望んでいるとお聞きしている。医療機能縮小により、自治体の財政支出と共に縮小されるのは、地域住民が健康に生きることのできる可能性そのものであることを忘れてはならない。

4. 京都府に求めたいこと

冒頭に述べたとおり、へき地診療所事業は第一に国と京都府の責任において維持・拡充することが道理であり、「南丹市の判断を尊重する」というような態度は許されない。

- (1) 京都府は府民の生命・健康を預かる立場から南丹市の政策判断を評価・検討していただきたい。そして、南丹市の判断が美山町の方々の医療保障の後退をもたらすことが明らかであれば、南丹市がそのような判断をしなくとも良いように、十分な人的・財政的保障を行っていただきたい。
- (2) これまで美山町の医療を支えてきた医師・医療スタッフの身分が経営主体変更に伴い、不安定化することのないようにしていただきたい。医師はじめすべての医療スタッフは正規雇用の公務員として引き続き、処遇を低下させることなく、雇用するのが当然であり、この点についても南丹市に助言と支援をお願いしたい。

5. 終わりに

私たちはこの問題は美山診療所固有の問題と捉えたり、「医療問題」という狭い枠組

みで捉えたりしてはならないと考えている。

医療の不足する地域が生み出されるのは自然の摂理では断じてない。

社会政策上の欠陥がもたらしている事態である。

平成の大合併は小規模自治体を「重荷」と捉える程度の認識しか出来ない為政者たちが自治体リストラとして強行し、小規模自治体から財政と権限を奪うものだった。

合併に限らず、国の地方政策の過ちの積み重ねが、日本のいたるところに「へき地」を生み出してきたのである。それは住民に何ら責任のない話である。今回の美山診療所をめぐる混乱を機に、京都府が府内すべての「へき地診療所」への支援を強化されるとともに、今一度、地方自治体の役割、在り方について、原点に立ち返り、検討いただくことを願ってやまない。

以 上